

会員各位

一般社団法人沖縄県社会福祉士会事務局

令和 5 年度(2023 年度) 第2回定時総会 特別決議について(お願い)

下記の日程にて「令和 5 年度第 2 回定時総会」を開催致します。今年度第 1 回の定時総会(令和 5 年 5 月 27 日開催)において定足数が満たなかったことにより否決となりました定款変更案については、第 3 号議案として再発議させていただきます。定足数を満たすためにも、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。以下の出欠届の提出をお願いします。

※総会を欠席される方は必ず別紙「出欠届(書面評決書・委任状含む)」をご提出ください。

提出期限：3 月 22 日(金)まで

※署名欄は「記名押印」または「自署」のどちらかとなります。

メール送信の場合は、スキャン添付もしくは写真添付でお願いします。

日時：令和 6 年 3 月 23 日(土) 12:45 受付開始 13:00~15:00

会場：沖縄県総合福祉センター東棟 401 研修室 および ZOOM 配信

※当日は zoom 配信とのハイブリッド形式で開催します。

※ zoom で参加される方には、当日までに「参加用 URL」および「議案書」のデータをメールでお送りいたします。出欠届にメールアドレスを記載してお送りください。

※当日連絡先：080-6495-5789(当日のみ)

第3号議案 定款変更について（別紙：説明資料）

定款変更については、特別決議であり、決議の要件が会員の3分の2の出席とその過半数の賛成が必要であります。

この度の定款変更の主な趣旨は、第29条の役員の任期の規定ですが、順を追って説明いたします。

第3条 目的の規定です。これまで対象者を沖縄県民としておりましたが、住民票を県外のままにして在住されている方、在沖外国人の方も多数支援の対象者として生活されておりますので、それに合わせた変更となります。

第10条 任意退会の規定の所ですが、これまでの規定では、綱紀委員会等で審議中の方は退会できないとの規定ですが、日本社会福祉士会と事務委託契約を結んでいたため、日本社会福祉士会の規程の表現を使用しておりましたが、沖縄県社会福祉士会では、倫理委員会に統一して整備したいと考えております。

第27条 理事の職務及び権限の所ですが、会長が不在となった際の取り決めについて、定款で位置付けていなかったため追記しています。

第29条 役員の任期についてですが、今回の定款変更のメイン条文となります。令和元年度の臨時総会において、役員の任期を連続して3期を超えて選任されることはできないものとする規定したばかりです。これは、役員の固定化を防ぎ、定期的に新しい風を取り入れ、理事会を活性化させ、社会福祉士会を盛り上げて行こうとするものであります。しかし、今年度の改選において、5人ほどの理事の入れ替えを検討しましたが、後任が見つけきれず理事の定員割れを防ぐため、今回の改選では、理事が1名の交代にとどまりました。このままでは、来年の改選において、理事の総入れ替えを行わなければならない、危機に陥ってしまうため、今回定款の規定を修正することで、その危機に備えるものであります。

しかし、この改訂は例外規定であり、原則に従うことを目指しています。

第45条 理事会運営規程の所ですが、現在は理事会規則となっておりますが、令和5年3月に理事会において、理事会運営規程を整備させていただきました。理事会の運営を柔軟に対応できるよう、規則ではなく規程として整備させていただきました。定款についてはそれに伴う変更となります。

第59条 設置等の所については、先ほどの役員不足からくる修正であり、事務局長ですら兼務している状況にあるため、シンプルに事務局長等と表記し、今後の事務局体制の変化に柔軟に対応できるよう変更するものです。

以上